

令和5年3月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成30年(行ウ)第9号 損害賠償請求住民訴訟事件

口頭弁論終結日 令和5年2月3日

判 決

5 当事者の表示

別紙1当事者目録のとおり

主 文

1 被告は、被告補助参加人中央電子光学株式会社及び被告補助参加人沖電気工業株式会社に対し、連帶して710万1265円を支払うよう請求せよ。

10 2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用のうち、被告補助参加人中央電子光学株式会社の参加によって生じた費用はこれを25分し、その2を被告補助参加人中央電子光学株式会社の負担とし、その余を原告の負担とし、被告補助参加人沖電気工業株式会社の参加によって生じた費用はこれを25分し、その2を被告補助参加人沖電気工業株式会社の負担とし、その余を原告の負担とし、その余の訴訟費用はこれを25分し、その2を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

20 1 主位的請求

被告は、被告補助参加人中央電子光学株式会社及び被告補助参加人沖電気工業株式会社に対し、連帶して8988万円を支払うよう請求せよ。

2 予備的請求

被告は、被告補助参加人沖電気工業株式会社に対し、8988万円を支払うよう請求せよ。

25 第2 事案の概要

1 被告補助参加人中央電子光学株式会社（以下「中央電子」という。）は、岐阜県中津川市（以下「中津川市」という。）が実施した消防救急デジタル無線整備設備工事（以下「本件工事」という。）の入札に参加して、これを落札し、中津川市との間で同工事の請負契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

本件は、中津川市の住民である原告が、中津川市長である被告に対し、

(1) 主位的に、上記入札に関し、中央電子と入札に参加した被告補助参加人沖電気工業株式会社（以下「沖電気」という。）を含む消防救急デジタル無線機器のメーカー5社との間で不当な取引制限（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）2条6項）がされたことから、中津川市は、中央電子に対して本件契約に基づく違約金請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権を、沖電気に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているのに、これらの請求を怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項第4号に基づき、中央電子及び沖電気に対して連帶しての損害賠償等を求めるよう命ずる判決を求め、

(2) 予備的に、中央電子に対する請求がなし得ない場合であっても、中津川市は、沖電気に対する不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているのに、その請求を怠っていると主張して、同号に基づき、沖電気に対して損害賠償を求めるよう命ずる判決を求めた

20 事案である。

2 前提事実（争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨から容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、中津川市内に住所を有する者である。

イ 被告は、中津川市の執行機関（市長）である。

ウ 沖電気は、電子通信装置・システムの開発、製造、販売及び輸出入

等を目的とする株式会社であり、消防救急デジタル無線機器の製造、販売を手掛けている。

エ 中央電子は、消防施設工事の請負、消防機器の販売並びに修理等を目的とする株式会社であり、行政機関、地方自治体及び民間企業向けの情報通信システムの販売、施工、保守等を行っている。

(2) 中央電子による本件工事の落札

中津川市は、平成25年2月15日、本件工事の公募型指名競争入札（以下「本件入札」という。なお、公募型指名競争入札とは、発注者が、入札参加希望者に対して、その技術力等を判断するための技術資料等の提出を求め、提出された技術資料等を元に審査し、その結果選定された指名業者により入札を行う方式である。）を行い、1回目の入札において、中央電子（東濃支店）が4億2800万円、沖電気（岐阜支店）が4億3500万円で入札した結果、中央電子（東濃支店）が本件工事を落札した。（甲1）

そして、中津川市と中央電子（東濃支店）は、平成25年3月28日、仮契約を経て、本件契約を締結した。（甲4）

(3) 約款等の定めの要旨

ア 中津川市と中央電子の間では、本件契約に際し、工事請負約款（甲3。以下「本件契約約款」という。）によるものとされているところ、同約款には下記の定めがある。（甲2ないし4）

第45条の2第1項

受注者…が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金…の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。

(1) この契約に関し、受注者が独占禁止法第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7

条の2第1項…の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき。（…）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条…の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者…（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものといい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。…）において、この契約に関し、独占禁止法第3条…の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

イ 独占禁止法の定め

2条6項 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共にして対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

7条1項 第3条…の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、…これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

7条の2第1項柱書 事業者が、不当な取引制限…をしたときは、公正取引委員会は、…当該事業者に対し、第1号から第3号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第4号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

(4) 沖電気等に対する排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成29年2月2日、株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という。）、日本電気株式会社（以下「NEC」という。）、沖電気、日本無線株式会社（以下「日本無線」という。）、株式会社日立国際電気（以下「日立国際」という。）に独占禁止法3条違反があったと認定し、前記5社（以下「メーカー5社」という。）に同法7条2項に基づき排除措置命令（公正取引委員会平成29年（措）第1号。以下「本件排除措置命令」という。）を、日立国際を除く4社に課徴金納付命令（以下「本件課徴金納付命令」という。なお、このうち沖電気に対するものは、同委員会平成29年（納）第3号。）をした。本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令の理由は、概要、富士通ゼネラル、NEC及び沖電気の3社が、遅くとも平成21年12月21日頃までに、消防救急デジタル無線機器等について、受注価格の低落防止等を図るため、納入予定メーカーを決定し、それ以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨の合意をし、前記3社が参加を呼び掛けたことにより、日立国際は遅くとも平成22年5月24日頃までに、日本無線は遅くとも同年9月15日頃までに、当該合意に参加したことが、独占禁止法2条6号にいう「不当な取引制限」に該当し、同法3条の規定に違反するというものである。（甲5、6）

本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令は、富士通ゼネラルに対するものを除き、それぞれ確定した。

なお、沖電気は本件課徴金納付命令に際し、独占禁止法（令和元年6月26日法律第45号による改正前のもの）7条の2第11項1号及び4号の規定により、公正取引委員会による調査開始日前に、単独で、違反行為をした事業者のうち2番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者であるなどとして課徴金の減額を受けている。（甲6）

(5) 監査請求及び本件訴えの提起

ア 原告は、平成30年3月12日、市の監査委員会に対し、中津川市が中央電子及び沖電気に対する損害賠償請求権等を有しているのに、この請求を怠っているとして住民監査請求をしたが、同委員会は、平成30年5月1日付けで、同監査請求を棄却し、原告に通知した。(甲7)

イ 原告は、平成30年5月28日、本件訴訟(主位的請求)を提起した。また、原告は、令和4年9月16日、予備的請求を追加する旨の訴えの変更(以下「本件訴えの変更」という。)を申し立てた。

(6) 消防指令システム及び消防救急無線について

ア 消防指令システム(丙9、弁論の全趣旨)

(ア) 消防指令システムは、消防指令センターが119番通報を受け、消防隊や救急隊の部隊編成を行い、消防署や車両等に指令を行うとともに、各部隊の活動状況を把握するなどの消防業務を行う上で必要不可欠なシステム全体のことをいい、指令台と指令制御装置からなる。

(イ) 消防指令システムにおける「指令台」は、119番通報を受付、各消防隊に対して指令を出す機能を果たすほか、災害情報や避難行動要支援者情報等の防災情報システムや、防火対象物情報、水利情報及び届出情報といった消防OAシステム等を組み込んだ複合的な機能で構成されている。

(ウ) 消防指令システムの根幹としての役割を果たすのが、「指令制御装置」であり、指令台から発せられる指令を無線回線制御装置に連携するものであって、119番回線、指令人線、無線回線、出先の消防署所の電話回線、防災情報システム及び消防OAシステム等の通信回線等を全て収容・制御し、指令機能を実現するための装置である。

イ 消防救急無線(弁論の全趣旨)

(ア) 消防救急無線とは、電波法関係審査基準所定の審査を受けた無線局

(電波法2条5号)を利用した無線通信であり、消防指令センターと消防隊や救急隊を結ぶ専用の無線通信網をいい、消防本部等に設置される無線回線制御装置や基地局無線装置、消防車両や救急車両に装備される車載型移動局無線装置、消防隊員や救急隊員が携帯する携帯型移動局無線装置等から構成される。

(イ) 消防救急無線の根幹となるのが、無線回線制御装置であり、各基地局や無線の電波の受令機である移動局の無線回線を収容・制御し、基地局と移動局との間をつなぐ回線をコントロールしている。

無線回線制御装置は、指令制御装置から送信される情報を受信し、各基地局や移動局とつないでおり、両装置間が適切に接続される必要がある。

(7) 本件工事について

ア 本件工事は、車両動態管理・文字等のデータ通信、秘匿性の向上による利用高度化及び電波の有効利用の観点から、従前、アナログ方式で運用されてきた消防本部と消防隊・救急隊間を結ぶ消防救急無線について、平成28年5月末までにデジタル方式に移行することとされたため(平成20年5月13日付け総務省告示第291号)、必要となつた工事である。

イ 消防救急デジタル無線に係る工事においては、発注者は通常、まず基本設計(電波の伝搬範囲を調べるなどして、基地局をどこに置いたらよいか判断し、全体の構成を決めて、整備に要する費用の概算を算出するもの。)を発注し、その次に実施設計(基本設計で設計されたネットワーク図等を基に、基地局や移動局等にどのような機能を持たせるか等を詳細に確定し、詳細な予算を算出するもの。)を発注し、その後、実施設計を前提に消防救急デジタル無線機器等の発注に至る。(甲A19)

中津川市の消防救急デジタル無線システム実施設計業務(以下「本件実施設計業務」という。)については、ビーム計画設計株式会社(以下「ビーム計画」という。)が平成23年8月4日に落札し、同社は、平成24年3

月15日、中津川市に対して実施設計書（消防救急デジタル無線設備整備工事仕様書（丙3。以下「本件仕様書」という。）を含む）を納品した。中津川市は、本件仕様書に基づき、本件入札を行った。（乙3、丙3、弁論の全趣旨）

3. 本件の争点

(1) 合意及び入札価格の調整の有無等に関する争点

ア (主位的請求及び予備的請求) 本件工事に関し、沖電気を納入予定メーカーとする旨のメーカー5社による合意（以下「本件5社合意」という。）があったか。

イ (主位的請求) 本件5社合意に基づいた沖電気と中央電子との間の個別的な入札価格の調整（以下「本件個別調整」という。）があったか。

(2) 違約金請求に関する争点

(主位的請求) 中央電子は、中津川市に対し、本件契約約款45条の2第1項1号及び2号に基づく違約金を支払うべき義務を負うか。

(3) 不法行為に基づく損害賠償請求に関する争点

ア (主位的請求及び予備的請求) 周辺自治体における違約金条項の規定等から、損害額は20%であるとするべきか。

イ (主位的請求及び予備的請求) 上記アが認められない場合、損害の発生及びその額

(4) 予備的請求に関し、出訴期間内にされたものか。

4. 争点についての当事者の主張

(1) 争点(1)ア ((主位的請求及び予備的請求) 本件5社合意があったか。について

(原告の主張)

ア 沖電気、富士通ゼネラル、NECの3社の担当者は、消防救急無線機器について、平成20年5月13日付けの総務省告示第291号を受け

て、短期間に全国の市町村からデジタル機器に更新するための発注が見込まれることになったことから、平成20年11月頃、消防救急デジタル無線機器についての受注調整を目的とした協議を開始した。そして、平成21年10月19日、前記3社の間で受注調整についての合意、つまり、あらかじめ「チャンピオン」(各消防本部等に消防救急デジタル無線機器を納入する予定のメーカーのこと。以下同じ。)を決め、それ以外のメーカーはチャンピオンが受注することができるような行動をとることが合意された(以下、かかる合意を「市場アライアンス」という。)。

そして、平成22年5月24日以降は日立国際が、同年9月7日以降は日本無線が市場アライアンスに参加し、チャンピオンを決定するための会合(以下、かかる会合を「5社会」という。)が開催されるようになった。

5社会では、「ちず」(発注者である消防本部ごとに受注希望社名を5社の符号で記載し、落札希望の強さを記号で表すなどした表)を用いて、チャンピオンが順次決定されていった。

チャンピオンが決定すると、チャンピオンとなつたメーカーは、自社の独自仕様が発注仕様書に盛り込まれることを目標として、発注者や設計会社に対する営業活動を行い、仕様書の内容が納入予定メーカーに有利になるように働きかけた。また、チャンピオン以外のメーカーは、チャンピオンの見積りが最も有利なものとなるよう協力したり、チャンピオンが指示した価格以上の価格で入札したりするなどして、チャンピオンが実際に消防デジタル無線機器の整備業務を受注できるよう行動した。

イ 5社会では、本件工事について、特段の問題なく沖電気をチャンピオンとする合意(本件5社合意)がされた。

ウ 予備的請求について

なお、本件5社合意により、メーカー5社間の競争を排除し、沖電気製の消防救急デジタル無線機器が中津川市に納入されることが確実となっ

た。

したがって、仮に、本件個別調整が認められないとしても、メーカー5社間の競争が排除されたことには変わりないから、沖電気は、公正な競争を経て入札された場合に形成されたであろう契約金額と本件の落札価格との差額を損害として賠償する義務がある。

(被告の主張)

公正取引委員会は、本件課徴金納付命令において、本件工事に関して独占禁止法3条違反があったと認定していない。また、沖電気がチャンピオンとなつた自治体における仕様書は、必ずしも沖電気に有利なものとなつているわけではないこと、岐阜県瑞浪市（以下「瑞浪市」という。）の案件については、沖電気がチャンピオンとなつたにもかかわらず最終的にはN.E.C製の消防救急デジタル無線機器が納入されていること、本件に関しては中央電子と沖電気のどちらが落札するかわからない状態で入札したこと等に照らせば、本件5社合意があつたと断定することはできない。

(沖電気の主張)

ア 否認し、争う。

イ なお、原告が主張する本件5社合意に関わらず、N.E.C及び富士通ゼネラルが中津川市に対して消防救急デジタル無線機器の営業活動を行っていたこと、瑞浪市の入札案件について、5社会では沖電気がチャンピオンとなつたにもかかわらず、N.E.C製の消防救急デジタル無線機器の仕様が採用され、同社製の機器が納入されたこと、本件工事においても中央電子が本件個別調整がない中で落札していること等に照らすと、5社会においてチャンピオンになつたとしても、当該消防本部等に対して自社製の消防救急デジタル無線機器を納入することができるとは限らない。そうすると、本件5社合意には競争制限効果がなく、「不当な取引制限」（独占禁止法2条6号）に当たらず、不法行為は成立しない。

(中央電子の主張)

中央電子は、5社会や「ちず」の存在を全く知らなかった。

(2) 爭点(1)イ ((主位的請求) 本件個別調整があったか。)について

(原告の主張)

以下のとおり、本件個別調整があったことは明らかである。

ア 中央電子が市場アライアンスに関与することとなつた経緯

中央電子は、沖電気が設立を支援した会社であり、沖電気において、「プラチナディーラー」と呼ばれ、沖電気の主力ディーラーと位置付けられている会社である。

5 社会の出席者であった沖電気の M (以下「M」という。)は、
同社中部支社の消防救急無線機器等の営業担当者であった H (以下「H」という。)に対し、市場アライアンスが形成されたことを伝え、「ちず」を示して、中部・北陸地区に所在する消防本部等が行う発注について、沖電気が納入を希望する案件、あるいは他社に納入を譲る案件についての意見交換をした。その後、Mは Hに対し、5社会の結果により
沖電気がチャンピオンになった案件を伝え、チャンピオンとなった消防本部等に対しては沖電気独自の仕様を織り込んでもらえるように積極的に営業活動を行い、他社がチャンピオンとなった消防本部等に対しては積極的な営業活動を行わないように指示した。それを受け、Hも部下に対し
同様の指示をした。

また、沖電気においては、チャンピオンとなった消防本部等に消防救急デジタル無線機器を納入する方法として、沖電気自身が落札者となって納入する「直販」という方法と、地元のディーラー等に落札者となってもらい、その落札者を介して納入する「間販」という方法を使い分けていたところ、Mらは、沖電気がチャンピオンとなった岐阜県内の消防本部等のうち、沖電気のみでは技術者が不足する場所について、同社の代理店であ

る中央電子に落札者となつてもらうこととした。

Hは、中央電子に市場アライアンスの存在を伝え、中央電子は、平成22年12月頃から、間販業者として市場アライアンスに関与した。中央電子が落札者となる消防本部等に対しては、中央電子と沖電気が一体となって営業活動を行った。
5

イ 本件入札について

本件5社合意により、本件工事につき、沖電気をチャンピオンとすることが決定された。本件工事については、中央電子を落札者とする「間販」の方法をとることが予定されていたため、沖電気が中央電子と協力して積極的に営業活動を行った結果、実施設計に際し沖電気の仕様を採用されることに成功した。
10

そして、中央電子の入札価格は、洋美が中央電子と相談して決定し、沖電気の入札価格はそれよりも高い額を設定した。その結果、中央電子が最も低い価格で応札することとなり、中津川市に沖電気製の消防救急デジタル無線機器が納入されることとなった。
15

ウ なお、沖電気と中央電子が、ビーム計画とも共謀して、実施設計書作成段階から本件工事に関与していたことは、ビーム計画が実施設計業務を落札した後、ビーム計画と沖電気との間で実施設計仕様書案のやり取りがされていたことや、ビーム計画、中央電子、沖電気の三社による対策会議が実施されていたことなどから明らかである。
20

(被告の主張)

中央電子と沖電気のみが入札に参加した本件工事においては、中央電子と沖電気のどちらが本件工事を落札しても、沖電気は自社の製造する製品を自らが決めた価格でしか納入しないはずであるから、中央電子との間で落札価格等について合意をする必要は全くない。
25

また、沖電気、中央電子及びビーム計画が中津川市に対して沖電気の製

品が納入されるよう働きかけた事実はない。

(沖電気の主張)

沖電気と中央電子があらかじめ落札価格と落札者を相談して決定した事実はない。ディーラーは、メーカーとは独立の事業者として、メーカーから製品を仕入れ、自らの販路をもってこれを販売したり工事を請け負つたりしているものであるから、沖電気がディーラー（中央電子）に落札させたり、応札・落札価格を決定したりするような関係にはなり得ない。

なお、メーカーが発注者や設計会社に対し、他社製品との比較における自社製品の強みである独自仕様をアピールして発注仕様書にこれが採用されるよう働きかける行為は通常の営業活動である。したがって、沖電気がビーム計画との間で、実施設計業務仕様書案や無線システム系統図について意見交換等を行っていたとしても、それ自体は、通常の営業活動の一環であり、違法なものではない。

(中央電子の主張)

本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令が出される平成29年2月2日まで、中央電子は、本件5社合意を含めた市場アライアンスの存在や「ちず」の存在等を全く知らず、知る余地もなかった。

中央電子は、本件入札に際し、中津川市から提示された仕様書に基づき、納品価格・材料価格・人件費等を独自に算出し、入札価格を決定していた。

入札価格を決定する過程において、他社より、入札価格をいくらにするか、いずれの業者の製品を設置するか等について指示されたことは一切なかった。また、中央電子は、自らの入札価格に関する情報について、他社に一切伝えておらず、逆に他社が入札に参加するか否か、入札価格をいくらにするか等、入札に関する情報について、他社から聞いたこともない。

(3) 争点(2) ((主位的請求)) 中央電子は、中津川市に対し、本件契約約款45条の2第1項1号及び2号に基づく違約金を支払うべき義務を負う。

か。)について

(原告の主張)

以下のとおり、中央電子は、本件契約約款45条の2第1項1号及び2号に該当するため、中津川市に対し、本件契約の請負代金の10分の1に相当する4494万円の違約金支払義務を負う。

ア 1号該当性

本件工事の入札に先立ち、沖電気と中央電子は、あらかじめ落札価格と落札者を相談して決定しており、この決定に基づき中央電子が本件工事を落札した。そして、公正取引委員会は、排除措置命令書において「入札等において落札すべき価格は、…代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」と認定しており、中央電子はこの「代理店等」に該当する。

その上で、本件契約約款45条の2第1項柱書は、独占禁止法違反行為があると、受注者が公正な価格より高い金額で工事を請け負い、不当な利益を得る一方、発注者が損失を被ることから、その損害賠償額を予定した上で違反行為をした受注者にその支払義務を課すものである。このような趣旨からすれば、受注者自身が排除措置命令や課徴金納付命令の名宛人になっているか否かは重要ではなく、受注者が違反行為に参加していると認定されれば、同項1号に該当すると解釈すべきである。

よって、本件工事の受注者である中央電子は、本件契約約款45条の2第1項1号に該当する。

イ 2号該当性

本件契約約款45条の2第1項2号の規定は、受注者が課徴金納付命令又は排除措置命令の名宛人となっていない場合でも、当該命令において本件契約に関し独占禁止法違反の行為の実行としての事業活動があったとされたときは、当該命令の確定を条件に、受注者は違約金を支払うとの趣

旨である。

本件において、課徴金納付命令を受けたのは、沖電気だけであり、これは確定している。そして、同命令において、本件契約は課徴金算定の対象物件であるとされ、本件契約に関し独占禁止法違反の行為の実行としての事業活動があったと認定されている。

よって、本件工事の受注者である中央電子は、本件契約約款45条の2第1項2号にも該当する。

(被告の主張)

以下のとおり、中央電子は、本件契約約款45条の2第1項1号及び2号のいずれにも該当しないため、中津川市に対して違約金支払義務を負わない。

ア 1号該当性

原告が主張する事実関係のみによって、中央電子が本件工事に関して独占禁止法第3条に違反しているとは認められない上、公正取引委員会は本件工事の入札について受注者である中央電子に対して課徴金の納付を命じていない。中央電子が本件契約約款第45条の2第1項第1号に該当すると断定する原告の主張は根拠に欠ける。

イ 2号該当性

本件課徴金納付命令書の記載を見れば明らかなどおり、公正取引委員会は、課徴金の計算をするために、実行期間における沖電気の消防救急デジタル無線機器等の「売上額」を機械的に計算しているにすぎないのであり、当該実行期間における沖電気の全ての行為において独占禁止法3条違反行為があったと認定しているわけではない。

したがって、課徴金納付命令書の別紙3に本件工事が含まれていることだけをとらえて、公正取引委員会が本件工事に関して沖電気と中央電子との間に独占禁止法3条違反行為があったとか、同行為の実行としての事業

活動があったなどと認定しているわけではないことは明らかであり、中央電子が本件契約約款第45条の2第1項2号に該当することはない。

(中央電子の主張)

以下のとおり、中央電子は、本件契約約款45条の2第1項1号及び2号のいずれにも該当しないため、中津川市に対して違約金支払義務を負わない。

ア 1号該当性

かかる規定は、受注者が排除措置命令又は課徴金納付命令の名宛人となった場合のみを対象としている。本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令のいずれについても、中央電子は、名宛人となっておらず、本件契約約款45条の2第1項1号には該当しない。

イ 2号該当性

かかる規定は、受注者が発注者と契約を締結すること自体に独占禁止法違反行為があった場合を対象としており、この規定が適用されるか否かは、中央電子が本件契約をしたことに独占禁止法違反行為が存在したかという問題と同義である。そして、中央電子は、本件5社合意を含めた市場アライアンスの存在や「ちず」の存在等を全く知らず、中央電子が本件契約をしたことに独占禁止法違反行為は存在しないから、本件契約約款45条の2第1項2号にも該当しない。

また、同号は、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動を行ったことにより課徴金を納付すべき事業者とされた者が、課徴金の納付を免除された場合であっても、この事業者に対し違約金条項に基づき違約金を請求することができるよう定められたものである。したがって、対象となるのは公正取引委員会が排除措置命令等において独占禁止法違反行為の実行として事業活動を行ったと認定した事業者であるところ、中央電子については、そのような認定はされていない。

(4) 争点(3)ア ((主位的請求及び予備的請求)周辺自治体における違約金条項の規定等から、損害額は20%とするべきか。)について
(原告の主張)

受注者に対する独占禁止法違反による課徴金納付命令が確定した場合の違約金について、中津川市の周辺自治体（下呂市等）では、請負代金額の10分の2に相当する額と定められている。かかる規定の趣旨は、独占禁止法違反行為により競争が実質的に制限され、その結果落札額が低額になった場合、自治体が被る損害は請負代金額の20%であると推定されているからである。

中津川市においても、かかる推定と異なる事情はなく、その損害は請負代金額の20%に相当する8988万円とすべきである。

(被告の主張)

争う。

(沖電気の主張)

違約金の算定方法を定めた条項は、不法行為時に当該自治体に実際に生じた損害額とは無関係である。このような規定が存在することをもって、中津川市に生じた損害額が請負代金額の20%を下回らないと評価することは到底できない。

(中央電子の主張)

争う。

(5) 争点(3)イ ((主位的請求及び予備的請求)上記アの主張が認められない場合、損害の発生及びその額。)について

(原告の主張)

ア 被告は、共同不法行為に基づく損害賠償金額について、請負代金額の10分の1である4494万円と解すべきであると主張しており（被告準備書面(5)の3頁）、請負代金額の10%の損害が生じたという限度では

自白が成立している。したがって、中津川市には少なくとも請負代金額の10%に相当する額の損害が生じている。

イ 仮に、本件について民事訴訟法248条により損害額が認定されるとしても、公正取引委員会が推計した平成16年度ないし平成26年度の措置事案における事件ごとの不当利得の推計データに照らすと、中津川市には少なくとも請負代金額の8%に相当する額の損害が生じている。

ウ なお、中津川市に生じた損害を検討するに際し、違反行為が行われていた対象期間中と対象期間後の平均落札率を比較することに意味はない。

すなわち、公正取引委員会が認定した具体的な違反行為の対象期間後の入札であっても、当該入札価格決定以前に既に「ちず」が作成され、これに基づく発注者への働きかけによって仕様書が作成され、仕様書に基づいて入札価格が形成されているのであって、これが自由競争に基づく価格でないことは明らかである。違反行為が行われていたとされる対象期間中と対象期間後の落札率に変化が小さいことは、入札による自由競争が排除され、入札価格が不当に高額となっている結果を示すに他ならない。

(被告の主張)

ア 本件5社合意及び本件個別調整はなく、これを前提とする損害も中津川市には発生していない。

イ 仮に何らかの損害があるとされた場合、本件損害賠償請求権は、共同不法行為に基づくものであるため、その損害額は、本件工事の請負代金額4億4940万円と、本件5社合意及び本件個別調整がなかった場合における想定される請負代金の差額ということになるが、それを原告において主張・立証することは事実上困難と解される。そうすると、受注者が独占禁止法違反行為を行い、公正取引委員会から納付命令又は排除措置命令等がなされた場合の中津川市が受注者に対して求め得る損害額は、本件契

約款の定めを基準として、請負金額の10分の1である449.4万円とすることが考えられる。

(沖電気の主張)

ア(ア) 本件仕様書においては、消防救急デジタル無線システムの仕様として、無線回線制御装置が既設指令制御装置（沖電気製）とデータ接続することが要求されており、データ接続が必須となる機能が実現できることが要求されている。沖電気製の指令制御装置と他社製の無線回線制御装置をデータ接続するためには、沖電気のインターフェースの仕様に関する情報を得る必要があるが、インターフェースの仕様は企業秘密であり、沖電気がこれを開示することは通常ない。また、仮にインターフェースの情報を得たとしても、データ接続実現のためには相当の時間、費用を要する。

(イ) また、本件仕様書において、車載型無線装置の機能として、沖電気製の消防救急デジタル無線機器の特長的な機能の一部を要求している。他社は、車載型無線装置を納入しようとしても、これらの機能を新規に開発しなければならない。

(ウ) 以上のとおり、本件仕様書の内容に照らせば、中津川市に沖電気製の消防救急デジタル無線機器以外の製品が納入される可能性はなかった。

イ また、前記のとおり、メーカーが発注者や設計会社に対し、他社製品との比較における自社製品の強みである独自仕様をアピールして発注仕様書にこれが採用されるよう働きかける行為は通常の営業活動である。

そして、沖電気の中部支社においては、市場アライアンスとは無関係に営業活動を行っている上、N E C及び富士通ゼネラルも中津川市に対して営業活動を行っている。これらの営業活動を踏まえ、中津川市は本件仕様書を作成したのであり、仕様の確定と原告が主張する合意との間に因果関係はない。

ウ 以上の事情を踏まえると、本件5社合意による損害は生じていない。

本件訴えの変更の申立ては、住民監査請求の監査結果の通知があつてから30日間を経過した後になされているが、本件においては、変更前の訴えの提起による監査請求前置の効果は当然に維持される。

5 (被告の主張)

本件訴えの変更の申立ては、地方自治法242条の2第2項第1号が定める出訴期間を超過した後になされたものであり、不適法である。

(沖電気の主張)

訴えの追加的変更は、変更後の新請求に関する限り、新たな訴えの提起にほかならないから、変更後の訴えに関する出訴期間が遵守されているか否かは、両者の間に存する関係から、変更後の新請求に係る訴えを当初の訴え提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守に欠けるところがないと解すべき特段の事情がある場合を除き、訴えの変更の時を基準として、これを決しなければならないと解される。

15 本件訴えの変更について、沖電気単独の不法行為（予備的請求）と中央電子及び沖電気との共同不法行為（主位的請求）とは、不法行為の内容を異にし、訴訟物も異なるものであるし、原告が沖電気単独の不法行為を理由とする請求を出訴期間内に行うことができなかつた事情も見当たらぬいため、出訴期間の遵守に欠けるところがないと解すべき特段の事情があるとはいえない。

よつて、本件訴えの変更は不適法である。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

25 (1) メーカー5社による市場アライアンスの形成

ア 総務省消防庁は、平成22年10月1日、消防デジタル無線に係る

実証試験として、岐阜市消防本部を含む6件の消防本部等の物件の入札を実施した。(甲A10)

イ、これに先立ち、富士通ゼネラルの担当者は、消防無線機器のデジタル化が平成27年度末までという限られた期間の中で、全国で約800か所の消防本部等から集中的に発注が見込まれるものであることを踏まえ、沖電気の担当者に対し、消防指令台を製造していない日立国際及び日本無線を入札から排除し、残るメーカー間で受注したい物件を整合させ、協力して、あらかじめ合意したメーカーが受注できるようにする市場アライアンスの話をもちかけた。

10 沖電気、富士通ゼネラル、NECの3社は、電力会社のデジタル無線市場において、日立国際が安値受注をしたことで価格破壊が生じたことも踏まえ、消防救急デジタル無線市場でそのような事態が生じることを避けるため、平成21年10月19日、営業責任者による会合を開催し、消防救急デジタル無線に関する入札に際し、消防指令台市場を寡占している3社でスキームを組み、消防救急デジタル無線機器について、あらかじめ受注するメーカー（チャンピオン）を決め、それ以外の者は、チャンピオンが受注できるような金額で応札したり、入札を辞退したりしてチャンピオンが受注できるように協力したり、短期集中的に発注がある消防救急デジタル無線の市場価格を維持していくという大枠の合意（市場アライアンス）をした。

その上で、上記6物件についても3社で受注する会社の割り振りを行った。

しかし、上記6物件について、その実施設計業務の入札に際し、日立国際や日本無線において設計支援をしている会社が落札する事態が生じ、これら2社が市場に参入してくる蓋然性が高まったことから、沖電気ら3社は、むしろ、日立国際や日本無線も取り込んで市場価格を維持することと

し、日立国際及び日本無線の担当者も会合に加わるようになって、平成22年9月の段階で、メーカー5社による市場アライアンス(基本合意)が形成された。

(以上について、甲A10、14、17ないし19、27、33)

5 ウ 5社会(市場アライアンスを前提にした5社の会合)では、まず、前記実証実験に係る6物件の他、早期に各自治体の予算で発注されることが見込まれている4物件を合わせた10物件についてチャンピオンが決められた。これらの10物件については、いずれもチャンピオンが予定どおり落札して受注した。(甲A10、11、調査嘱託の結果)

10 エ 実証実験の入札後である平成22年12月以降の5社会において、「ちず」を用いてチャンピオンを決定する話し合いをすることになった。5社会は、「ちず」を用いるようになった以降、月に1回から2回の頻度で開催された。「ちず」は、各5社会の終了後に更新され、平成23年12月6日の5社会までの間におおむね完成した。(甲A10、15)

15 なお、消防救急無線のデジタル化の発注が本格化したのは、東日本大震災からの復旧もあって、平成24年度頃になった。(甲A27)

オ チャンピオンを決定するに当たっては、各社が同意する一律の基準を定めることができ難しかったことから、全国の消防本部等を1件ずつ順に検討することとしたが、基本的には各社が、地方で営業を担当する支社の希望等を踏まえ、発注者の意中の受注者が自社であると判断できるような案件についてそれぞれ希望を出し合い、そうでない案件については無理に希望を出さず他者に譲歩し、希望が競合しなければ直ちにチャンピオンに決定し、希望が競合すれば競合した各社の間で個別に話し合ってチャンピオンを決めていくという手法を探った。

25 ここで、消防救急無線機器等の市場においては、消防救急無線機器のデジタル化以前から、メーカー間で、機器の更新等の入札に際し、「既設尊重」

「仕様書勝負」「汗がきルール」といった考え方、つまり、既に設置済みの機器等の納入業者を尊重し、さらに、営業によって消防本部等の発注者が示す仕様書に独自の仕様を組み込めたメーカーが、当該消防本部等に新たな製品を納入するという考え方が共有されていたため、各社は、製品の納入を希望する消防本部等に対しては、仕様書作成段階で積極的な営業活動を行うことが通常であった。

消防救急無線のデジタル化に際しては、短期間で集中的な発注が見込まれたため、メーカーにおいて全国で一律に営業活動を行うのではなく、先にチャンピオンを決めるという方針を探ったが、その決定方法は上記のとおりであったため、沖電気の中部支社管内の案件に関しては、結果的に既設尊重に準じた形で沖電気がチャンピオンとなる案件が決まった。また、このような従前から存在した慣行を前提にすると、市場アライアンスにおいてチャンピオンとなつたメーカーは、基本的に、チャンピオンとなつた案件に限って仕様書に独自の仕様を組み込めるようとするべく、当該消防本部等に対し積極的な営業活動をするように各支店に指示をすることで、営業の現場等に従前との違和感を抱かれることなく市場アライアンスを前提とした個別の合意内容を実現することが可能であった。(甲 A 1 0、1 9、3 1)

(2) 「直販」及び「間販」について

ア 5 社会において沖電気がチャンピオンとなつた案件について、同社製の消防救急デジタル無線機器を納入する方法として、沖電気自身が落札者となる「直販」という方法と、地元のディーラー等に落札者となつてもらい、当該ディーラーを介して沖電気製の消防救急デジタル無線機器を納入する「間販」という方法があった。沖電気が「間販」の方法をとる理由としては、全ての案件につき「直販」とするには配置技術者等の人員的な制限があり、また、営業等の対応やサービスの提供が手薄となってしまう

おそれがあること等があった。(甲 A 12、16、31、証人洋美 36 頁)

イ 中央電子は、前代表者の時代に沖電気と縁があり、沖電気内部において「プラチナディーラー」と呼ばれ、沖電気の主力ディーラーとして位置付けられていた。現代表者に交代してからは、現代表者が N E C に就職していた経歴があることもあるが、N E C 製品の取扱量も増えてきていたが、依然として、沖電気製品を主力としており、沖電気においては、本件工事について、中央電子を落札者とする「間販」の方法によることを予定していた。(甲 A 12、16、18、31、弁論の全趣旨)

(3) 本件 5 社合意及び本件個別調整について

ア 沖電気において、中部地区 4 県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）の営業を担当するのは中部支社であり、中部支社の消防救急デジタル無線の営業責任者は H であった。なお、本件工事の当時、中部支社において消防救急デジタル無線の営業を担当している従業員は 3、4 名であり、中部地区 4 県下で消防救急無線のデジタル化が予定される消防本部等は 100 を超えていた。(甲 A 11、12、31、証人 H 3 頁)

H は、市場アライアンスにおける他社との調整役、すなわち、「お付き合い入札」（受注するつもりはない入札に参加し、本命の入札価格よりも高い金額で応札すること。）の依頼や、応札価格の連絡、相談をすること等の役割を担っていた。(甲 A 12、甲 A 31)

H は、平成 20 年頃から消防無線機器のデジタル化に伴う営業活動に関与し始めたが、中部支社の人的資源が限られていることもあり、市場アライアンスが形成される以前から、従前、アナログ無線機器や指令台などの機器を納入したことのある既設の自治体に対する営業活動に注力する方針を探っており、中津川市に対しても営業活動を継続的に行っていた。

（証人 H 4、5、13、15 頁）

イ M は、平成 22 年 10 月 19 日の 5 社会の後、H に対し、メー

カ一5社により市場アライアンスが形成されたこと等を伝えた。また、M
は、「ちず」がおおむね完成に至る前、作成段階の時点で、Hに対し、
「ちず」を用いて全国の消防本部等の入札案件についてチャンピオンを決
定していることを説明した上、「ちず」を示して、沖電気が受注を希望する
5 入札案件の確認をする等し、さらに、沖電気がチャンピオンになった消防
本部等については、仕様書が沖電気に有利となるよう、積極的に営業活動
を行ってほしいこと、逆に沖電気がチャンピオンになっていない消防本部
等については、チャンピオンとなった他のメーカーを尊重して積極的な営
業活動は行わないようにとの指示をした。(甲A19、31、証人 H 4、
10 10、14頁)

ウ Hは、沖電気中部支社の部下である営業担当職員に対して、M
から受けたものと同じ内容の指示を与えたほか、中央電子に対して、「ちず」
を見せるなどして、メーカー5社の消防救急デジタル無線における市場ア
ライアンスについて説明した上、中央電子がチャンピオンである沖電気の
15 間販として落札する予定の案件に関して、中央電子とともに営業活動を行
うなどし、入札に際し他の業者の入札が予定されている案件については、
他の業者の入札額を調整していた。(甲A12、31、証人 H 10頁)

エ 本件工事について、5社会においては、沖電気以外に受注を希望す
るものはなく、遅くとも平成23年6月22日までに、沖電気がチャンピ
20 オンとなることが合意された(本件5社合意)。(甲A11、甲A12)

(4) ビーム計画が本件実施設計業務を落札してから中央電子が本件工
事に落札するに至るまでの経緯

ア ビーム計画は、平成23年8月4日、本件実施設計業務を落札した。
なお、ビーム計画は、沖電気が設計支援をしている設計会社である。(甲A
25 14、証人 O 1、2頁、弁論の全趣旨)

イ 中津川市職員は、ビーム計画との間で消防救急デジタル無線実施設

計書の作成に向けた打合せを繰り返し、本件仕様書に組み込まれる消防救急デジタル無線の仕様や性能の詳細が決定されていったが、同時に、ビーム計画の担当者は、沖電気の担当者との間でも、平成23年9月頃から同年11月頃にかけて、本件仕様書について相談したり、中津川消防の系統図案を送付したりするメールのやり取りを行っていた。(甲A35の2、4、乙3、証人O2頁)

ウ さらに、沖電気は、中津川市に対して、本件仕様書が作成される前の段階で、沖電気製の消防救急デジタル無線機器の標準仕様書(後述の沖電気独自の仕様や指令台との接続等、沖電気が仕様書に盛り込んでもらいたい機能等が盛り込まれた仕様書のこと。)を持参して、その機能や仕様を説明する等の営業活動を行った。(甲A16、31、証人H3、18、19頁)

(5) 本件入札等

ア ビーム計画は、平成24年3月15日、中津川市に対し、消防救急デジタル無線システム実施設計書(本件仕様書(消防救急デジタル無線設備整備工事仕様書(丙3))を含む)を納品し、これを前提に本件工事の入札が実施された。(乙3、証人O4頁)

イ その上で、本件工事については、中央電子が落札し、中央電子は、沖電気製の消防救急デジタル無線機器を用いて、本件工事を行った。(甲1、甲A12、弁論の全趣旨)

(6) 本件工事の仕様等について

ア 消防救急無線システムがデジタル方式に移行したことにより、複数の新機能が実現することとなった。もとより、その際に消防庁において作成し、用いられた「消防救急デジタル無線共通仕様書 第一版」では、基地局と移動局の間、移動局相互間においてはこれらが異なるメーカーの機器であっても通信が行えるように相互接続性を確保した仕様を定めてい

たが、既設消防指令システムと消防救急無線とのインターフェースまでは規定していなかったため、消防指令システムと消防救急無線のインターフェースの仕様がメーカーごとに異なる事態が生じた。インターフェースの仕様は各メーカーの営業秘密であるため、消防指令システムのメーカーが他のメーカーや自治体に対し、指令台制御装置と無線回線制御装置の間のデータ接続に必要なインターフェースの仕様を開示することは通常ない。その結果、一方の設備を整備・更新しようとした場合、他方の既設設備との接続を求めるだけでは、両システム間でどのような制御信号等が求められるかを既設設備メーカー以外は把握できず、新規の参入業者にとっては高い参入障壁となつた。(丙9、12、証人H1、2頁、弁論の全趣旨)

イ 本件仕様書においても、消防救急デジタル無線システムの一般的機能として、データ接続が要求され、仕様として、既設指令台(沖電気製)と接続し、データ接続が必須となる機能が実現できること、既設指令制御装置と無線回線制御装置が接続されること等が要求されている。(丙3)。

また、本件仕様書において、車載型無線装置の機能として、「基地局側(FH)と移動局側(FL)の受信音量調整スイッチを無線機本体にそれぞれ装備し、回転式とすること」及び「視認しやすい大型カラー液晶表示部により、チャンネル表示や各種運用状態を表示することができる」とが要求されている。沖電気製の消防救急デジタル無線機器は、これらの仕様を備えている一方、他のメーカーの機器はこれらの仕様を備えていなかった(これらの仕様を「沖電気独自の仕様」という)。(丙3、11、丙18の1、2、丙19から21(枝番を含む)、証人H2頁、弁論の全趣旨)

(7) 中部地区における消防救急デジタル無線にかかる入札案件について

ア 市場アライアンスについては、NECにおいて、平成24年5月10日以降、市場アライアンスに基づき納入予定メーカーを決定する行為を

行わなくなり、残りの4社についても、平成26年4月7日頃、残り4社に対し、市場アライアンスの存在を指摘する文書が送付されたことを契機として、同月9日以降、市場アライアンスに基づき納入予定メーカーを決定し、決定されたメーカーが納入できるようにする行為を取りやめた。(申5)

イ 中部地区における消防救急デジタル無線機器にかかる入札案件のうち、平成26年4月9日までに入札された案件は本件入札を含めて34件である。

(ア) このうち、中央電子が落札した案件（中央電子光学・古川電気JVによるものを含む。）は13件あるが、NECがチャンピオンとされ、NECネットエスアイも入札に応じた2件を除き、全て「ちず」において沖電気がチャンピオンとされていたものである。他方で、沖電気がチャンピオンとされ、沖電気が落札者となった3件のうち1件は随意契約であるが、残りの2件については、1件は一般競争入札、1件は中央電子も指名業者となつた指名競争入札であったものの、中央電子は辞退するなどして入札しなかつた。結果として、沖電気も中央電子も入札して沖電気が落札した案件はない。

中部地区における入札案件のうち、沖電気がチャンピオンとされた案件はほかに愛知県内に1件あるが、それは、中央電子と同じく沖電気の特約店である東海通信工業が落札しており、他に入れしたのは沖電気のみであった。

また、その余の18件は「ちず」において沖電気がチャンピオンとされたものではなく、中央電子は1件を除き入札していない。

(イ) 中央電子が落札した案件のうち、沖電気も入札に参加した案件は7件である。この中には他の業者も入札した案件もあるが、次順位の落札者は常に沖電気であり、中央電子の入札額に対する沖電気の入札額は、約1

0.1%から約1.04%の範囲であった。これらの案件については、中央電子は、瑞浪市消防本部の案件を除き、沖電気製の消防救急デジタル無線機器を用いて工事を行った。

瑞浪市消防本部については、NECが市場アライアンスから離脱した後の平成25年2月6日に入札されたもので、中央電子から沖電気に対し、NEC製品を納入したいとの意向が示され、既設指令台がNEC製であったこと、仕様書に沖電気の特長的な使用が盛り込まれるに至らなかつたことから、平成25年6月20日、NECを除く4社で、NECをチャンピオンに変更する旨が確認された。

(ウ) また、ほかに「ちず」でNECがチャンピオンとされた案件はNECないしNECネットエスアイが落札している。

(上記イに記載の事項について、甲A11、12、18、証人H 28、30頁、証人B 14頁)

2 争点(1)ア (本件5社合意があつたか。)について

公正取引委員会審査官の事情聴取に対するMの供述(甲A10等)、同Hの供述(甲A31)、これらを裏付ける「ちず」の存在(甲A11)等に照らせば、上記認定事実のとおり、市場アライアンスの存在及びそれを前提とした本件5社合意があつたことが認められる。すなわち、「ちず」を用いた5社会での話合いの結果、本件工事について、沖電気がチャンピオンとなることが決定し、その他のメーカーは、沖電気製の消防救急デジタル無線機器が中津川市に納入されるような行動を取ったと認められる。そして、甲A11の「ちず」が作成されたのは平成23年6月22日であり、同「ちず」には中津川市消防本部について沖電気がチャンピオンとなる旨の記載がされているから、本件5社合意は遅くとも同日までにされていたと認められる。

3 争点(1)イ (本件個別調整があつたか。)について

(1) この点、沖電気においては、配置技術者の員数との関係等から、同社がチャンピオンとなった全ての案件につき、自らが落札者となるのは困難で、一定数の案件については、地元のディーラーである中央電子に落札してもらい、自身は機器の供給元となる必要性があったところ、消防救急デジタル無線の入札に際し、指名業者となり入札が可能な案件については基本的に入札していたという中央電子（証人 B 29頁）が、市場アライアンスが消滅するまでの期間にされた中部地区における入札において、沖電気が落札者となった案件については入札すらしていないことや、逆に、沖電気がチャンピオンとなり中央電子が入札した案件については、沖電気が入札していても全て中央電子が落札していることは、上記の必要性に基づき沖電気と中央電子の間で落札する案件について協議の上、すみわけがされたことを推認させる。そして、このようなすみわけの必要性は、特定の案件における入札者が沖電気と中央電子のみであったとしてもなくなるわけではない。

また、本件入札を含め、中部地区において沖電気と中央電子の双方が参加した入札案件7件における沖電気の入札価格は、いずれも中央電子の入札価格を上回った上で数%増しの範囲に収まり、かつ、他にも入札者がある案件にあっては、これらの入札者の入札額を下回っている。消防救急デジタル無線機器のメーカーとディーラーの間で、見積額の構成要素に差が生じることは当然であるが、総額において、常にディーラーの方が割安になるとは考え難く、沖電気と中央電子が価格調整をしていないにも関わらず、沖電気の入札価格をわずかに下回る価格で中央電子が入札することが常態化するというのを考え難い。

さらに、複数の案件を落札している中央電子が、「ちず」において沖電気及び近時、中央電子において製品の取扱いを増やしていたというNECがチャンピオンとされた案件以外では1件しか入札していないことも、中央

電子において「ちず」の存在を認識していたことを推認させる事情といえる。

以上のような諸事情は、Mにおいて、「ちず」作成段階からチャンピオンの決定方法等についてHに伝え、Hにおいて、中央電子に対し、「ちず」を見せるなどしてメーカー5社の消防救急デジタル無線における市場アライアンスについて説明した上で、沖電気がチャンピオンとなった案件のうち中央電子が間販として落札する予定の案件に関して、中央電子とともに営業活動を行うなどし、中央電子が落札する予定の案件で他の業者が入札する場合、Hが他の業者の入札額を調整していたとする上記認定に係るM及びHの公正取引委員会審査官に対する供述調書等の信用性を裏付ける事情もある。

そして、Hが、中央電子が入札する案件において、他の業者との間で入札価格を調整していた以上、前提として、Hは中央電子の入札予定価格を知っていたと推認できる。

以上の諸事情を踏まえれば、本件入札に際しても、それに先立ち、中央電子において、市場アライアンスについて認識し、本件工事がチャンピオンである沖電気の間販に当たるものとして自らにおいて落札すべき案件であり、そのために沖電気を含む5社の間で調整が行われたことも認識した上で、沖電気に対し、自身の入札予定価格を知らせていたことは優に推認でき、それを踏まえて洋美が沖電気の入札価格を調整していたことも推認できる。

かかる認定は、本件入札に際し、中央電子との間で協議して中央電子の応札価格を定めた上で、沖電気の入札価格をそれより高額に設定したとするMの供述調書の内容（甲A-12）とも整合するものである。

そうすると、中央電子と沖電気との間で、本件入札に先立ち、市場アライアンスを前提とした本件5社合意を踏まえ、本件入札について、中央電

子の入札予定価格を踏まえて沖電気の入札価格を定めるという形での入札価格の調整（本件個別調整）があったと認めることができる。

自社の入札価格を他社に伝えたことがないとする中央電子の主張は採用することができない。

5. (2)ア 上記認定に関し、中央電子は、H の供述は信用できないとする。

H は、公正取引委員会審査官に対する供述調書の内容について、陳述書（丙17）では、情報が不足していたり、正確性に欠ける部分があり、明確な記憶がない部分があるなどと記載し、証人尋問においても、審査官の聴取の仕方は恣意的であったと述べ、市場アライアンスや本件5社合意を中心電子に説明したかどうかや中央電子が落札する予定の案件で他の業者と価格の調整を行ったかどうかなどについても記憶がない（証人 H:7、8、10、11、12、23頁）と述べている。

しかしながら、沖電気は、公正取引委員会の調査が開始される前に、市場アライアンスについて事実の報告、資料の提出をして課徴金の減免を受けているのであるから、その関係者である H に対する公正取引委員会の聴取は、基本的に、沖電気の提出した資料を前提にしたものと考えられ、Hにおいて恣意的と感じるところがあったとしても、H の認識と異なる事実関係が聴取され、記載されているというのは考え難い。実際、供述調書中には、中央電子を介して富士通ゼネラルの担当者に「お付き合い入札」を依頼したことはあるかとの取調べ官の質問に対しては、H がこれを明確に否定している部分もあり、あえて中央電子に不利なことを供述しようという態度は見られないし、証人尋問に際しても、上記のとおり、記憶にない旨回答しているだけで、自身の供述調書に記載された内容を明確に否定したり、それに反する内容を供述したりはしていない。「ちず」を沖電気の方針で中央電子に見せたかという点についても、いったん肯定する供述をした上で、後に記憶にないと回答を変遷させているが、明確に否定す

る供述はしていない(証人 H 10頁)。

以上によれば、Hの供述調書の内容は信用できる。

イ また、Hは、証人尋問において、沖電気と中央電子との間で入札価格を事前に協議、調整することはなかったと供述し(証人 H 6頁)、証人 Bも、本件工事の入札価格は B自身が決定しており、支店長が Hと相談して中央電子の入札額を決めてはいないと述べる(証人 B 5頁)。しかしながら、市場アライアンスに基づき、沖電気がチャシピオンとなつた案件について、中央電子が間販として確実に落札するには、沖電気が中央電子の入札予定価格を把握した上で、沖電気自身を含めた他の入札者の入札価格がそれを上回る水準となるよう調整すれば足りるのであるから、本件個別調整に際し、中央電子の入札価格 자체を沖電気と調整する必要性はない。したがって、かかる供述は上記の認定に反するものではない。

なお、Bは、証人尋問において、5社会等については本件工事の入札の時点では知らず、その後の報道で初めて知ったこと、5社会等について Hから説明を受けたことはないなどとも述べているが、既に認定したところを踏まえれば、容易に採用することはできない。

(3) 以上に述べてきたところによれば、市場アライアンスを前提にした本件5社合意、本件個別調整により、沖電気と中央電子は、互いに意思を通じ、他のメーカーとも共同して、消防救急デジタル無線機器の入札案件において取引の相手方となる落札者をあらかじめ調整することで相互にその入札、納入に至るまでの事業活動を拘束し、消防救急デジタル無線機器の取引に係る市場が有する競争を損ない、この分野における競争を実質的に制限し、本件入札に及んだと認められる。

なお、沖電気は、本件5社合意にも関わらず、NEC及び富士通ゼネラルが中津川市に対して消防救急デジタル無線機器の営業活動を行っていたこと、瑞浪市の入札案件について、NEC製の消防救急デジタル無線機

器の仕様が採用され、同社製の機器が納入されたこと等を理由として、本件 5 社合意には競争制限効果がなく、「不当な取引制限」（独占禁止法 2 条 6 号）に当たらない旨主張し、被告は同様の理由で本件 5 社合意があつたと断定することはできないと主張する。

しかししながら、市場アライアンスは、チャンピオンとされたメーカーは積極的に営業活動を開拓するが、その他のメーカーについては営業活動を控えるのみであって禁止する趣旨のものではなく、当該営業活動が受注につながっていない以上、チャンピオン以外のメーカーが営業活動をしていたからといって、市場アライアンスが存在しなかつたとか、それによる競争制限効果がないといえるものではない。瑞浪市の案件については、NEC が市場アライアンスを離脱した後の入札案件であり、もどもと既設指令台が NEC 製であったにもかかわらず沖電気がチャンピオンとなっていた案件であるから、本件 5 社合意とは前提が異なるといえ、瑞浪市の 1 件をもって、本件 5 社合意がなかつたとか、競争制限効果がなかつたということはできない。

4. 争点(2)（中央電子は、中津川市に対し、本件契約約款 45 条の 2 に基づく違約金を支払うべき義務を負うか。）について

(1) 本件契約約款 45 条の 2 第 1 項 1 号該当性について

同号は、公正取引委員会が、本件工事の受注者に対し、独占禁止法違反行為を理由として課徴金納付命令を行い、それが確定した場合に、受注者が発注者に対し、請負代金額の 10 分の 1 に相当する違約金を支払うべき旨を定めている。

本件において、本件課徴金納付命令の名宛人はメーカー 5 社のうち日立国際を除く 4 社であり、公正取引委員会が受注者たる中央電子に対し、課徴金納付命令を行つた事実はないため、同号には該当しない。

(2) 本件契約約款 45 条の 2 第 1 項 2 号該当性について

ア、同号は、課徴金納付命令又は排除措置命令が受注者ではない名宛人に対して行われた場合も含み、本件工事に関し、独占禁止法違反の実行としての事業活動があったとされ、それが確定した場合に、受注者が発注者に対し、請負代金額の10分の1に相当する違約金を支払うべき旨を定めている。

イ(ア)かかる条項は、国土交通省事務次官通知（平成20年7月2日付け国地契第16号）によって、「工事における違約金特約条項の強化について」と題する各地方整備局長宛て通知（平成17年9月28日付け国地契第17号）の一部が改正されたことを踏まえて設けられたものと認められる。上記改正は、課徴金減免制度が設けられたため、独占禁止法違反行為を行った事業者であるにもかかわらず、最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行う等したことによって課徴金納付を免除された事業者は課徴金納付命令の対象とならない事態が生じることになったことから、そのような事業者に対しても、違約金を請求できるようになるために行われたものである（丙7、8）。

かかる経緯に照らすと、受注者が課徴金納付命令又は排除措置命令の名宛人でない場合において同号該当性が認められるのは、当該工事請負契約に関し、受注者について独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったことが、課徴金納付命令又は排除措置命令において認定された場合に限られると解される。

この点、中央電子と中津川市が、本件契約に際し、同号の解釈について上記認定と異なり、原告が主張するような内容のものとする趣旨で合意したことをうかがわせる証拠はない。

イ) そして、本件について、本件課徴金納付命令書及び本件排除措置命令書において、受注者たる中央電子が独占禁止法違反行為の実行としての事業活動を行ったとする記載はない。

また、本件排除措置命令書には、「入札等において落札すべき価格は、納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし…」という記載があるものの、かかる記載は納入予定メーカーの決定から落札までの流れを示す例示的なものにすぎず、中央電子が「代理店等」に当たるとの認定がされたと解することもできない。

ウ なお、本件課徴金納付命令書には、課徴金の計算の基礎となる対象物件として本件工事が挙がっているが、これは沖電気の売上額の算定の基礎とされた事業活動にすぎず、本件契約に関し、独占禁止法3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったと認定したともいえない。

エ よって、同号該当性は認められない。

(3) 以上によれば、中央電子は、本件契約約款4・5条の2第1項1号及び同2号のいずれにも該当しない。そのため、中央電子は、中津川市に対し、本件契約約款4・5条の2に基づく違約金を支払うべき義務を負わない。

5 争点(3)ア（周辺自治体における違約金条項の規定等から、損害額は20%であるとするべきか。）について

(1) 不法行為によって生じた損害は、不法行為がないと想定した場合の財産状態と、不法行為があったために生じた財産状態との差額であると解される。本件に当てはめると、本件5社合意及び本件個別調整によって生じた損害の額は、実際の契約金額、つまり、本件5社合意及び本件個別調整によって引き上げられた契約金額と、これらがながった場合に想定される契約金額との差額に当たると解される。

(2) 本件契約約款4・5条の2等の違約金条項の規定は、あくまで発注者と受注者の間の契約上の責任について定めたものにすぎず、これが不法行為によって生じた損害額となるわけではないことは明らかである。

したがって、周辺自治体における違約金条項の規定等から、不法行為に

基づく損害賠償請求における損害額を20%とすべきという原告の主張は採用することができない。

6. 爭点(3)イ(アが認められない場合、損害の発生及びその額。)について

(1) 自白の成否

原告は、被告が損害額について請負金額の10分の1である4494万円と解すべきであると主張した(被告準備書面(5)3頁)ことを踏まえ、少なくとも中津川市に請負金額の10%の損害が生じているという範囲においては自白が成立している旨主張する。

しかし、被告は、そもそも不法行為の成立 자체を否認している上に、原告が指摘する被告準備書面(5)3頁の記載を見ると、本件の損害額について原告が主張・立証責任を果たすことは事実上困難であるという主張に続けて、損害額は本件契約約款を基準として請負金額の10分の1と解すべきであるという主張をしている。かかる主張に照らせば、被告は、損害額の認定は民訴法248条によるべきであるという主張をしているにすぎず、損害額は請負金額の10分の1と解すべきという主張は、あくまで裁判所が248条により損害額を認定する際の参考意見を述べたものと解するのが相当である。

したがって、かかる主張をとらえて、被告が自己に不利益な事実の陳述をしたとして自白が成立したと解することはできない。

(2) 損害額の認定

ア 本件5社合意及び本件個別調整によって生じた損害の額は、実際の契約金額と、本件5社合意及び本件個別調整がなかった場合に想定される契約金額との差額とすべきである。

この額は、①現実の落札率(つまり、本件5社合意及び本件個別調整によって引き上げられた落札率)と、②本件5社合意及び本件個別調整が行

われなかつた場合の想定落札率との差を、本件工事の予定価格に乗ずることによって算出することができる。

もつとも、②の想定落札率を原告が具体的に立証することは困難であるから、民事訴訟法248条により、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づいて、当裁判所が相当な想定落札率を算出した上、損害額を認定すべきである。

原告は、公正取引委員会が推計した平成16年度ないし平成26年度の措置事案における事件ごとの不当利得の推計データに依拠して請負代金額の8%を損害とすべきとするが、前提としている事案が異なるため採用することはできない。

イ ①現実の落札率について

本件工事の予定価格は、4億341万7700円（甲1、乙2）であり、実際の契約金額は4億4940万円（甲4）であった。落札率は、94.93%である。

なお、①について、本件においては、中津川市に生じた損害額を算出すれば足りるため、周辺自治体における平均落札率を参照する必要はない。

ウ ②想定落札率について

(ア) 本件課徴金納付命令によれば、メーカー5社による市場アライアンスの影響は、平成26年4月9日には消滅したとされており、同日以降に実施された消防救急デジタル無線に関する入札に関しては、一応、市場アライアンスの影響を受けていない入札ということができる。さらに、消防救急デジタル無線に関する入札案件の中にも様々な類型が存在しているため、本件工事の想定落札率を算出するに際しては、本件工事の特徴と類似する入札を抽出して検討すべきである。そこで、調査嘱託の結果を踏まえ、平成26年4月9日以降に実施された消防救急デジタル無線に関する入札のうち、以下の条件に当てはまる入札を抽出し、その平均落札率を参

照して想定落札率を検討することとする。

a 機器の購入とその整備のいずれも含む契約に係るもの

消防救急デジタル無線に関する入札案件には、機器の購入に関するもの、その整備に関するもの及びそのいずれを含むものが存在し、各類型により想定される契約金額や落札率には差異が生じるはずである。そして、本件工事は、機器の購入とその整備いずれも含む契約であるため、これと同様の契約類型に係る入札案件を参考すべきである。

b 指令台と別発注であり、かつ、既設指令台のメーカーが沖電気であったもの

本件工事は、指令台の発注とは別に発注された案件であり、かつ、既設指令台のメーカーが沖電気であった。

上記のとおり、既設指令台と消防救急デジタル無線機器が別発注となつた場合、両者のインターフェースの問題から、両者の接続が要求される場合、既設指令台の存在が、消防救急デジタル無線機器の入札に新規参入を阻む障壁となつた旨の指摘がされているところであり、これは、市場アライアンスとかかわりなく競争制限効果を生じさせる事情であったといえる。

そして、指令台と消防救急デジタル無線機器を別発注とする場合、本件工事と同様に、仕様として既設指令台との接続ができることが仕様として要求されることが通常であると考えられる。

そうすると、本件工事の想定落札率を算出するに当たっては、指令台と別発注の案件の中で、既設指令台のメーカーが沖電気製のもののみを参照すべきである

c 実際の落札率が 80 %以上のもの

落札率が低い場合、原価より低い価格で落札している可能性があり、この場合、工事の品質が低下したり、下請事業者の経営を圧迫したりするな

どの弊害が生じる。いわゆる不当廉売は独占禁止法上も禁止されている。
したがって、過度に落札率が低いものは、市場アライアンスの影響を排除
した本来あるべき数値を示しているとはいひ難い。

令和元年6月1日時点の岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する要
領(丁7)において失格判断基準が75%から92%の範囲で設定される
こととされていることを踏まえ、落札率が80%以上のものに限定して入
札案件を抽出すべきである。

(イ) 前記aからcまでの各条件に合致する入札案件のうち、落札率の計
算が可能なものは、別紙2記載の21件であり、その平均落札率は約93.
74%であった。(調査嘱託の結果)

(ウ) 仕様書に沖電気独自の仕様が組み込まれていることの考慮

消防無線機器の入札に先立ち、仕様書にメーカーごとに存在する機器の
特長的な仕様を取り入れてもらうことができれば、後の入札に当たって有
利に作用することは上記認定のどおりであり、そのことが競争を制限する
方向に作用する可能性は否定できない。

そして、市場アライアンスにおいては、チャンピオンとなったメーカー
は、仕様書が自社に有利なものとなるようにすべく、当該消防本部等に対
し積極的な営業活動をすることとされていたところ、本件工事について沖
電気がチャンピオンとなった後にビーム計画が実施設計業務を落札し、作
成に当たった本件仕様書についても、その作成過程などを踏まえれば、沖
電気独自の仕様が組み込まれたことには、本件5社合意がなされた影響が
あったといえる。

一方、上記のとおり抽出した21件についても、そのうち16件につい
ては沖電気がチャンピオンとして決定されており、仕様書に沖電気の独自
仕様が組み込まれていた可能性があるところ、これら16件の仕様書が、
市場アライアンスが消滅した後に作成されたものか否かは証拠上明らか

でないため、その一部ないし全部について、市場アライアンスの影響下で作成された仕様書に基づき、市場アライアンスの消滅後に入札が実施された可能性があり、上記のとおり算定した平均落札率には、その意味での市場アライアンスの影響がなお残存している可能性は否定しきれない。

5 そうすると、かかる影響を排除すれば、想定落札率はさらに低下する可能性があるが、他方で、仕様書の作成に際しては、市場アライアンス以前からの沖電気による継続的な営業活動やそれまでの納入実績などが考慮されている可能性もあるため、想定落札率が実際に低下するか否か、低下するとしてどの程度低下するかを仔細に検討することは困難である。

10 エ そこで、実際の落札率（9.4. 9.3%）と上記(イ)で算出した平均落札率（9.3. 7.4%）との差が1. 19%であったことを前提に、上記(ウ)の事情を加味し、本件入札における現実の落札率と想定落札率との差を1. 5%と認めるのが相当である。

(3) 損害額の算定

15 よって、本件5社合意及び本件個別調整によって生じた損害は、710万1265円（4億7341万7700円×0.015。小数点以下切捨て）となる。

(4) ア 以上のとおりであるから、沖電気と他のメーカーと市場アライアンスを前提にした本件5社合意及び沖電気と中央電子との本件個別調整により、本件入札における競争は実質的に制限され、その結果、本件工事の代金額は、るべき代金額より高額なものとなり、中津川市には損害が生じたといえる。

したがって、沖電気と中央電子は、不法行為（民法709条、719条）に基づき、中津川市に生じた損害を賠償すべき責任を負う。

25 イ なお、沖電気は、本件入札に際し前提となった本件仕様書において、既設指令制御装置とのデータ接続が要求されていたこと、沖電気の無線機

器に係る特長的仕様が採用されていたことをもって、中津川市に沖電気製以外の消防救急デジタル無線機器が納入される可能性はなかったなどと主張する。

しかしながら、そもそも市場アライアンス自体が、新規の事業者が市場に参入し、価格が下落することを懸念して始められたもので、実際に実証実験の行われた6物件について、既設指令台を有しない事業者が支援する設計業者が実施設計業務を落札していたことを踏まえれば、上記のような前提があったとしても、他の事業者が本件工事を落札する可能性はあったといえる。

また、本件5社合意及び本件個別調整がなければ、本件工事の落札額が一定程度、引き下げられていたと認められるのも上記のとおりであり、その金額からしても誤差ともいえず、中津川市に損害が生じたものというべきである。

第4 結論

以上の次第で、原告の主位的請求は、主文掲記の限度で理由があり、その余は理由がない。沖電気に係る予備的請求については、本件訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守に欠けるところがないと解すべき特段の事情があるものといえると解されるが、その認容額が沖電気に係る主位的請求の認容額を超えることはないので判断する必要がない。

よって、主文のとおり判決する。

岐阜地方裁判所民事第1部

25 裁判長裁判官

横井 健太郎

裁判官 堀 田 喜 公 衣

裁判官 金 子 隼 人

別紙1

当事者目録

岐阜県中津川市

5

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

岐阜県中津川市かやの木町2番1号

葉島 海
浮福 新

遼人 聰
正

10

被 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同訴訟復代理人弁護士

同

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

長尾 洋
児夫 ゆ
洋 ゆ
る 阳
香 賢
二 賢理
貴 真理
理 真

15

20

補 助 参 加 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同訴訟復代理人弁護士

沖電気工業株式会社
上原代木成
鎌高田花佐三
信達啓浩政麻
也広史明香
社郎郎明香

25

翼貴

和

野 鈴 木

雅男彦子朗誠士

泰佳智綾光樹世

中央電子光学株式会社
日比道垣部尾口村
宮稻服永西高

同
同

岐阜市六条北四丁目10番7号

補助参加入人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同訴訟復代理人弁護士

	都道府県	消防本部等名(現在)	消防本部等名(契約時)	入札等年月日	落札価格 (円、税抜き)	予定価格 (円、税抜き)	落札率
1	北海道	八雲町消防本部	八雲町消防本部	H27.5.26	265,000,000	271,230,000	97.70305645
2	北海道	渡島西部広域事務組合	渡島西部広域事務組合	H26.7.25	163,000,000	175,407,750	92.92633877
3	北海道	渡島西部広域事務組合	渡島西部広域事務組合	H26.7.25	345,000,000	378,863,300	91.06186849
4	北海道	南宗谷消防組合	南宗谷消防組合	H26.6.12	267,000,000	267,770,000	99.71243978
5	東京都	三宅村消防本部	三宅村消防本部	H27.4.23	521,000,000	556,205,000	93.67049919
6	東京都	八丈町消防本部	八丈町消防本部	H26.8.21	501,850,000	576,582,840	87.03866386
7	神奈川県	伊勢原市消防本部	伊勢原市消防本部	H26.5.14	179,000,000	186,200,000	96.13319012
8	神奈川県	愛川町消防本部	愛川町消防本部	H26.8.4	123,000,000	130,200,000	94.47004608
9	新潟県	南魚沼市消防本部	南魚沼市消防本部	H26.5.19	588,000,000	622,030,000	94.52920277
10	石川県	小松市消防本部	小松市消防本部	H27.6.9	255,000,000	292,498,000	87.18008328
11	岐阜県	恵那市消防本部	恵那市消防本部	H27.5.12	455,500,000	476,808,000	95.53111525
12	岐阜県	海津市消防本部	海津市消防本部	H26.5.28	139,000,000	156,438,000	88.85309196
13	三重県	松阪地区広域消防組合消防本部	松阪地区広域消防組合消防本部	H26.7.31	269,000,000	296,955,000	90.58611574
14	三重県	鳥羽市消防本部	鳥羽市消防本部	H26.8.19	166,000,000	175,300,000	94.6948089
15	滋賀県	東近江行政組合消防本部	東近江行政組合消防本部	H26.5.16	635,000,000	669,000,000	94.91778774
16	兵庫県	南但消防本部	南但消防本部	H26.6.10	610,000,000	613,900,000	99.36471738
17	和歌山県	有田市消防本部	有田市消防本部	H26.6.5	119,000,000	120,000,000	99.16666667
18	笠置県	鳴門市消防本部	鳴門市消防本部	H26.8.20	189,000,000	195,800,000	96.52706844
19	徳島県	美馬市消防本部	美馬市消防本部	H26.5.29	515,000,000	536,107,000	96.06291281
20	福岡県	苅田町消防本部	苅田町消防本部	H26.7.31	206,400,000	229,339,000	89.99777622
21	鹿児島県	阿久根地区消防組合消防本部	阿久根地区消防組合消防本部	H26.6.17	228,000,000	257,682,600	88.48094516

(平均) 93,74325691

これは正本である。

令和5年3月27日

岐阜地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 守屋智

